小牧市水道事業経営懇話会設置要綱

平成30年12月14日 30小経第1274号

(設置)

第1条 小牧市水道事業ビジョン及び経営戦略(以下「ビジョン等」という。)の策定に向けて、幅広く意見を聴くため、小牧市水道事業経営懇話会(以下「懇話会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 懇話会は、ビジョン等の策定に関する事項その他必要な事項について、専門家及び公益の代表者と意見の交換を行うものとする。

(組織)

- 第3条 懇話会は、委員6人以内で組織する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから水道事業の管理者の権限を行う市長 (以下「管理者」という。)が任命する。
 - (1) 学識経験を有する者
 - (2) 市の区域内の公共的団体が推薦する者
 - (3) その他管理者が必要と認める者
- 3 委員は、ビジョン等が策定された後に解任されるものとする。

(座長)

- 第4条 懇話会に、座長を置く。
- 2 座長は、委員の中から管理者が推薦し、他の委員の承認により決定する。
- 3 座長は、懇話会の会務を総理する。
- 4 座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇話会の会議は、管理者が招集する。

(守秘義務)

第6条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退 いた後も、同様とする。

(庶務)

第7条 懇話会の庶務は、上下水道経営課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、管理者が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成30年12月14日から施行する。
- 2 この要綱は、第3条第3項に規定する委員の解任の日をもって、その 効力を失う。